

寝屋川市グランマイスター倶楽部健康就労支援金交付要綱

(目的)

第1条 寝屋川市内（以下「市内」という。）の介護事業所（以下「市内介護事業所」という。）における人材の確保を支援し、介護サービスの安定供給に資するため、及び、寝屋川市グランマイスター倶楽部事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める無料職業紹介事業における求職者に対して継続的な就労を促すことによる健康増進を図るため、寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金交付要綱（以下「人材育成支援金交付要綱」という。）における介護人材育成支援金の交付を受けた者等に対して、健康就労の促進に向けた補助金（寝屋川市グランマイスター倶楽部介護人材健康就労支援金（以下「介護人材健康就労支援金」という。））を交付することについて、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は、実施要綱及び人材育成支援金交付要綱で用いる用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施行令

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）をいう。

(2) 在宅支援員養成研修

訪問型サービス（基準緩和）を提供することができる人材を養成することを目的に市が実施する研修をいう。

(3) 第1号被保険者

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者をいう。

(4) 第2号被保険者

法第9条第2号に規定する者をいう。

(補助対象者等)

第3条 介護人材健康就労支援金の対象となる者は、次の各号に掲げる研修過程修了者に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 介護職員初任者研修課程修了者

ア 介護人材育成支援金の交付を受けた者

イ 市に住所を有している者（市の住民基本台帳に記録されている者）

ウ 市内介護事業所における就労が就労契約締結日から継続している者（継続就労期間が中断となった者は、対象外とする）

エ 1月から12月までの1年間において、継続就労期間の就労実績が840時間以上の者

オ 介護人材健康就労支援金（介護職員初任者研修修了者）の交付を過去に3回受けたことがない者

(2) 在宅支援員養成研修課程修了者

ア 市が主催する在宅支援員養成研修課程を修了した者

イ 市に住所を有している者（市の住民基本台帳に記録されている者）

ウ 市内介護事業所における就労が就労契約締結日から継続している者（継続就労期間が中断となった者は、対象外とする）

エ 1月から12月までの1年間において、継続就労期間の就労実績が840時間以上の者

オ 介護人材健康就労支援金（在宅支援員養成研修修了者）の交付を過去に3回受けたことがない者

2 前項第1号ウ及びエ並びに第2号ウ及びエに規定する継続就労期間は、就労契約締結日及び市に住所を有した日の両要件を満たした日を起算日とし、継続就労期間の算定においては人材育成支援金交付要綱第9条第1項第2号イ及びウに規定する継続就労期間の特例及び継続就労期間の特例を認める期間を適用するものとする。

(補助金の額等)

第4条 介護人材健康就労支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる研修過程修了者に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護職員初任者研修課程修了者

ア 第1号被保険者

- (ｱ) 施行令第38条第1項第1号又は施行令第39条第1項第1号に掲げる者 22,000 円
- (ｲ) 施行令第38条第1項第2号又は施行令第39条第1項第2号に掲げる者 38,000 円
- (ｳ) 施行令第38条第1項第3号又は施行令第39条第1項第3号に掲げる者 54,000 円
- (ｴ) 施行令第38条第1項第4号又は施行令第39条第1項第4号に掲げる者 72,000 円
- (ｵ) 施行令第38条第1項第5号又は施行令第39条第1項第5号に掲げる者 80,000 円
- (ｶ) 前(ｱ)から(ｵ)までに掲げる者を除く第1号被保険者 80,000 円

イ 第2号被保険者

80,000 円を上限として、第2号被保険者に係る介護保険料の年間賦課額（千円未満切捨）

(2) 在宅支援員養成研修課程修了者

ア 第1号被保険者

前号ア(ｱ)から(ｶ)に掲げる者について、前号ア(ｱ)から(ｶ)に定める額の2分の1（千円未満切捨）とする。

イ 第2号被保険者

前号イに定める額の2分の1（千円未満切捨）とする。

2 前項第1号ア及び第2号アに規定する者及び額は、前条に規定する1年間の翌年の4月から始まる年度における介護保険料に係る保険料率（保険料段階）を基に決定するものとする。

3 第1項第1号イ及び第2号イに規定する年間賦課額は、前条に規定する1年間の翌年の4月から始まる年度における介護保険料に係る年間賦課額を基に決定するものとする。

4 介護人材健康就労支援金は第1項第1号、第2号に規定する補助金のいずれかを1人当たり1年度において1回交付するものとする。

- 5 第1項第1号に規定する補助金の交付は1人当たり3回限りとする。ただし、第1項第2号に規定する補助金の交付実績がある場合は、第1項第1号に規定する補助金の交付回数から第1項第2号に規定する補助金の交付回数を減ずるものとする。
- 6 第1項第2号に規定する補助金の交付は1人当たり3回限りとする。ただし、第1項第1号に規定する補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた以降、第1項第2号に規定する補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の交付申請)

第5条 介護人材健康就労支援金の交付を受けようとする者は、第1号に定める書類を、第2号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 申請書類

- ア 寝屋川市グランマイスター倶楽部介護人材健康就労支援金申請書（様式第1号）
- イ 就労契約書（就労契約日がわかるもの）の写し
- ウ 寝屋川市グランマイスター倶楽部介護人材健康就労支援金就労証明書（様式第2号）又は人材育成支援金交付要綱に定める寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金就労証明書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請期日

第3条第1項第1号及び第2号に規定する1年間の翌年の3月末日

(補助金の決定)

第6条 市長は、前条の規定により介護人材健康就労支援金の申請を受けたときは、申請書類の内容を審査の上、交付すべき補助金の額を決定し、寝屋川市グランマイスター倶楽部介護人材健康就労支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 介護人材健康就労支援金の実績報告に際しては、第4条第1項のいずれ

の補助金の区分に該当するかを証する書類（介護保険に係る保険料率・賦課額証明書類）を第3条第1項第1号及び第2号に規定する1年間の翌年の11月末日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、報告書類の内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、寝屋川市グランマイスター倶楽部介護人材健康就労支援金交付確定通知書（様式第4号）により報告者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により通知を受けた者は、寝屋川市グランマイスター倶楽部介護人材健康就労支援金請求書（様式第5号）を市長に提出し、介護人材健康就労支援金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、介護人材健康就労支援金を交付するものとする。

（標準処理期間）

第10条 第6条に係る準処理期間は申請から60日以内とする。

2 第8条に係る準処理期間は申請から60日以内とする。

3 前条第2項に係る標準処理期間は請求から60日以内とする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助対象者が不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定及び確定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

（調査等）

第12条 市長は、補助金の交付に係る適正を期するために必要があると認めるときは、補助対象者に報告、又は職員に必要書類の調査及び関係機関や関係者への事情聴取をさせることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 27 日から実施する。